

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月12日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	たわらノーロード 国内債券
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

たわらノーロード 国内債券

（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

#### < 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・ 計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

### （５）【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2019年7月13日から2020年1月15日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとしてします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとしてします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

##### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### <ファンドの特色>

- 1 NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。**

  - 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として国内の公社債に実質的に投資します。

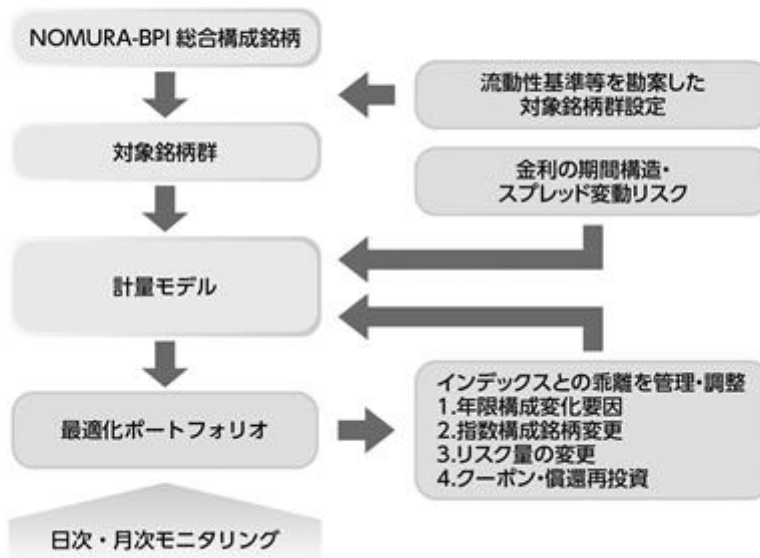
※NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。  
※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。**

  - ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
  - ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。
- 3 年1回決算を行います。**

  - 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
  - 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
  - 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 運用プロセス

流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

### 指数の著作権等

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

### 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル ( ) 日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	TOPIX
不動産投信	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA-BPI総合)
その他資産（投資信託証券（債券））				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分定義

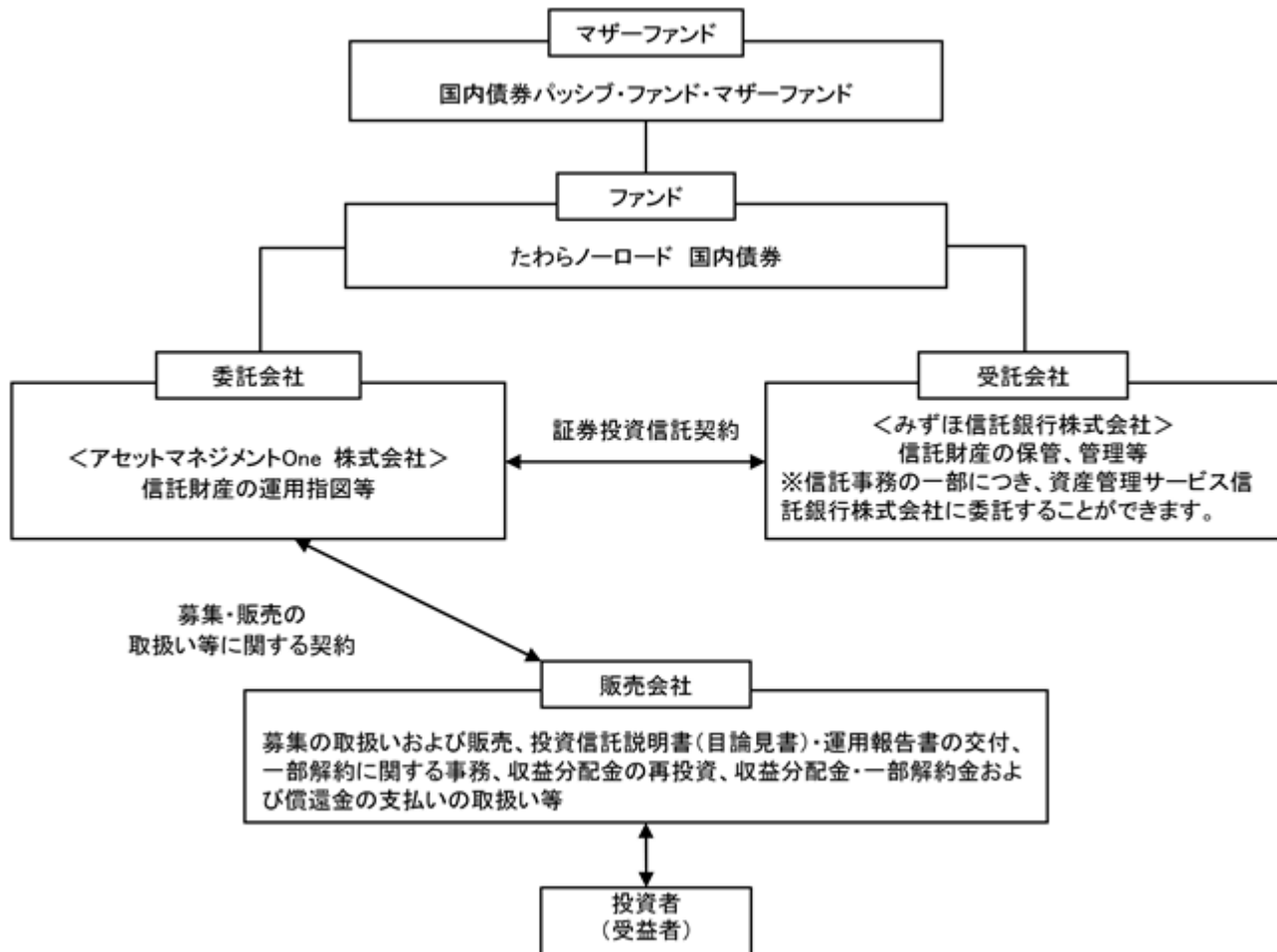
その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

2015年12月18日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】



### ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

### ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

### 資本金の額

20億円（2019年4月26日現在）

### 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

### 大株主の状況

（2019年4月26日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### <投資対象>

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内の公社債に実質的に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざします。

NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている

もの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

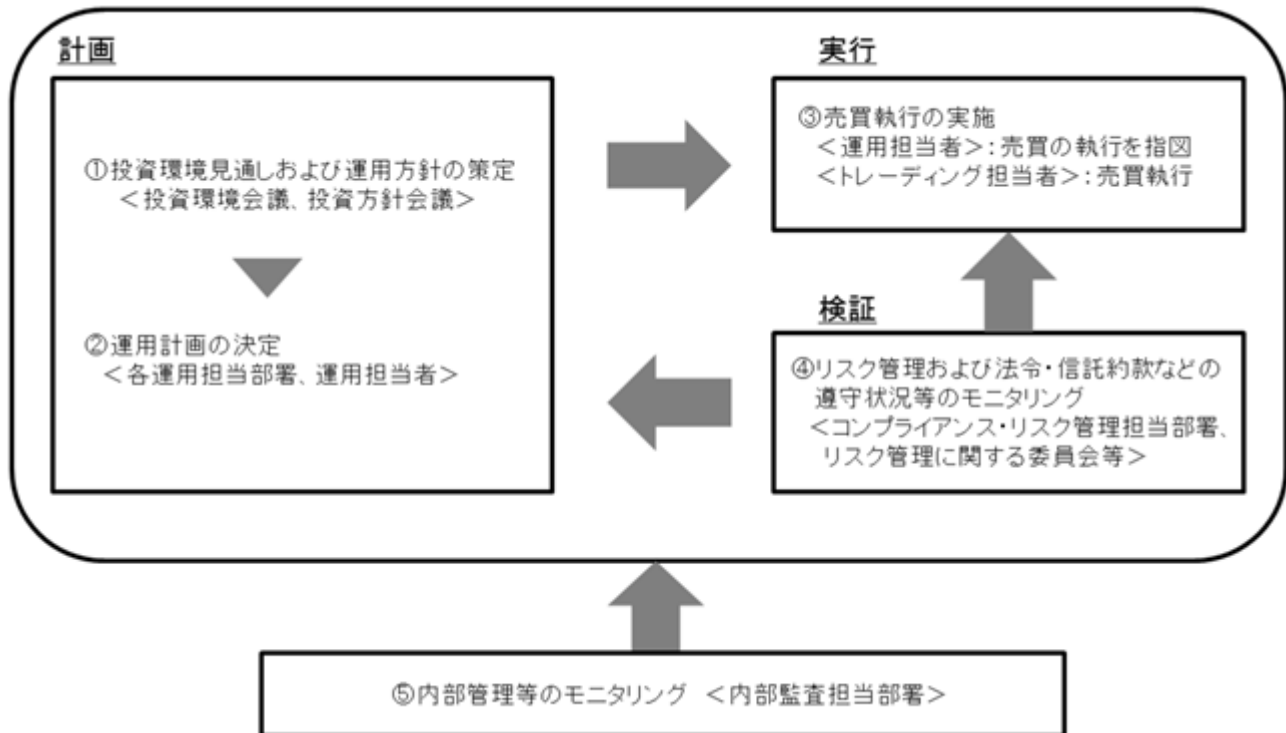
(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA-BPI総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>2. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li> <li>3. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</li> <li>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>4. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## (3) 【運用体制】

## a. ファンドの運用体制



## 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年4月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

### （４）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

##### (1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### (2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

##### (3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

スワップ取引、金利先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第20条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
  - 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および



償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
  - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第32条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律 第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの

投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### 金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA - BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入公社債の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

・注意事項

イ.当ファンドは、実質的に公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

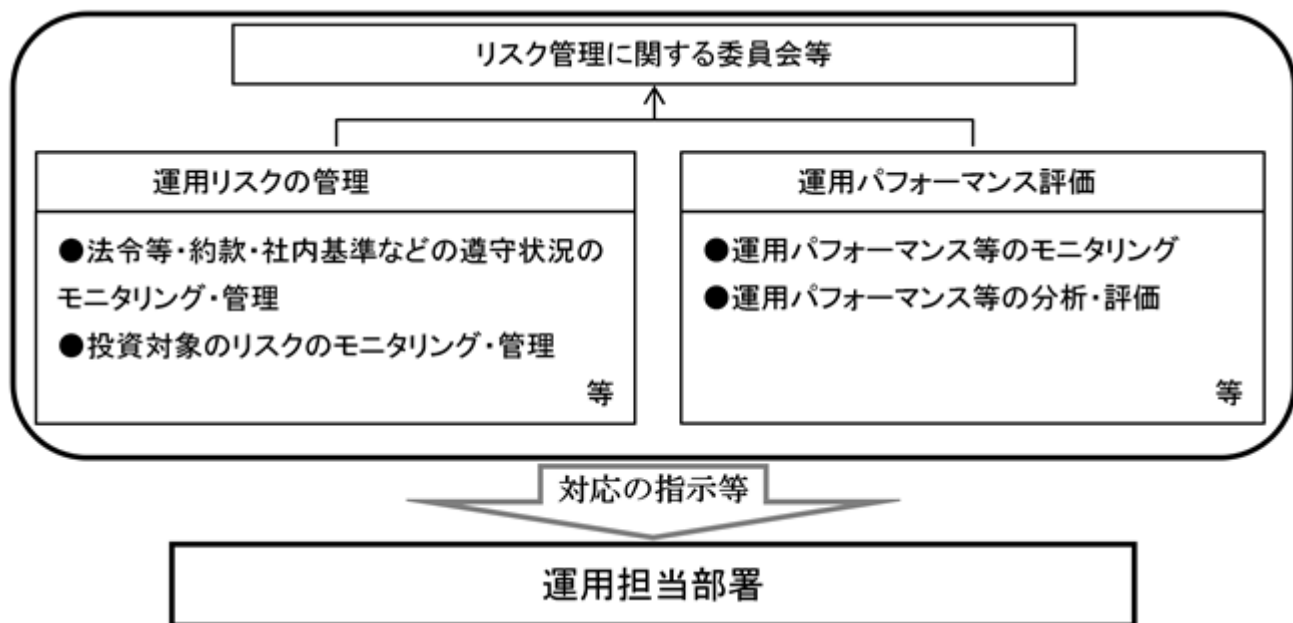
ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

### < リスク管理体制 >

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



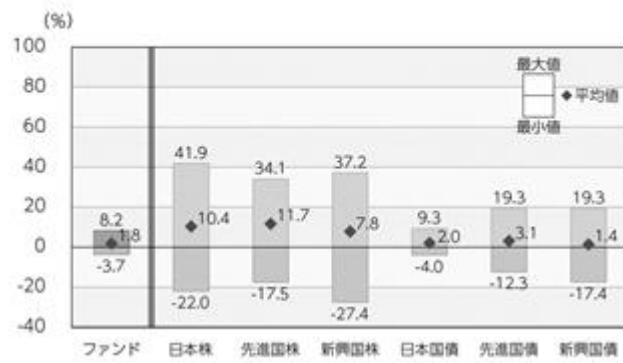
リスク管理体制は2019年4月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt;参考情報&gt;

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2014年5月～2019年4月(2014年5月～2016年11月は対象インデックスのデータ)

代表的な資産クラス:2014年5月～2019年4月

- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、変動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。
- \*ファンドの対象インデックスはNOMURA-BPI総合です。

- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。
- \*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1512%<sup>\*</sup>（税抜0.14%）以内

2019年7月12日現在は、年率0.1512%<sup>\*</sup>（税抜0.14%）になります。配分は以下の通りです。

\*消費税率が10%になった場合は、年率0.154%となります。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.06%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.06%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

ありません。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。



上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、2019年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成31年4月26日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	9,020,450,632	99.98
内 日本	9,020,450,632	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,053,294	0.02
純資産総額	9,022,503,926	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成31年4月26日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	232,617,975,600	80.23
内 日本	232,617,975,600	80.23
地方債証券	22,132,278,047	7.63
内 日本	22,132,278,047	7.63
特殊債券	18,020,970,577	6.22
内 日本	18,020,970,577	6.22
社債券	13,765,461,740	4.75
内 日本	13,360,859,740	4.61
内 フランス	404,602,000	0.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,398,295,561	1.17
純資産総額	289,934,981,525	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

平成31年4月26日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	6,885,314,581	1.2872 8,863,160,630	1.3101 9,020,450,632	- -	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

平成31年4月26日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成31年4月26日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	125回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	3,000,000,000	100.43 3,013,170,000	100.35 3,010,710,000	0.100000 2020/9/20	1.04%
2	350回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,850,000,000	101.50 2,892,978,000	101.78 2,900,986,500	0.100000 2028/3/20	1.00%
3	339回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,640,000,000	103.63 2,735,978,400	103.52 2,733,060,000	0.400000 2025/6/20	0.94%
4	345回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,610,000,000	101.90 2,659,668,300	101.88 2,659,276,800	0.100000 2026/12/20	0.92%
5	342回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,600,000,000	101.90 2,649,426,000	101.84 2,647,866,000	0.100000 2026/3/20	0.91%
6	341回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,510,000,000	103.21 2,590,771,800	103.11 2,588,136,300	0.300000 2025/12/20	0.89%
7	332回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	2,460,000,000	103.76 2,552,496,000	103.58 2,548,240,200	0.600000 2023/12/20	0.88%

8	343回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,500,000,000	101.93 2,548,275,000	101.87 2,546,800,000	0.100000 2026/6/20	0.88%
9	340回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,450,000,000	103.76 2,542,267,000	103.63 2,539,131,000	0.400000 2025/9/20	0.88%
10	126回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	2,500,000,000	100.50 2,512,700,000	100.42 2,510,550,000	0.100000 2020/12/20	0.87%
11	328回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,390,000,000	103.15 2,465,285,000	102.99 2,461,652,200	0.600000 2023/3/20	0.85%
12	346回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,370,000,000	101.88 2,414,556,000	101.90 2,415,243,300	0.100000 2027/3/20	0.83%
13	349回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,360,000,000	101.64 2,398,744,800	101.82 2,403,117,200	0.100000 2027/12/20	0.83%
14	351回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,360,000,000	101.40 2,393,205,200	101.74 2,401,229,200	0.100000 2028/6/20	0.83%
15	329回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,270,000,000	104.22 2,365,794,000	104.02 2,361,367,500	0.800000 2023/6/20	0.81%
16	347回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,300,000,000	101.85 2,342,697,000	101.88 2,343,401,000	0.100000 2027/6/20	0.81%
17	335回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,250,000,000	103.76 2,334,651,000	103.63 2,331,720,000	0.500000 2024/9/20	0.80%
18	352回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,270,000,000	101.25 2,298,375,000	101.65 2,307,477,700	0.100000 2028/9/20	0.80%
19	344回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,230,000,000	101.92 2,272,816,000	101.86 2,271,544,900	0.100000 2026/9/20	0.78%
20	348回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,230,000,000	101.73 2,268,645,900	101.86 2,271,478,000	0.100000 2027/9/20	0.78%
21	312回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,200,000,000	102.53 2,255,726,000	102.21 2,248,642,000	1.200000 2020/12/20	0.78%
22	128回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	2,200,000,000	100.63 2,213,948,000	100.55 2,212,166,000	0.100000 2021/6/20	0.76%
23	334回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,120,000,000	104.15 2,208,001,200	103.97 2,204,312,400	0.600000 2024/6/20	0.76%
24	333回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,100,000,000	103.96 2,183,196,000	103.78 2,179,380,000	0.600000 2024/3/20	0.75%

25	325回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	2,100,000,000	103.48 2,173,218,000	103.29 2,169,090,000	0.800000 2022/9/20	0.75%
26	129回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	2,120,000,000	100.70 2,134,850,500	100.63 2,133,377,200	0.100000 2021/9/20	0.74%
27	338回 利付国庫債券(10年) 日本	国債証券	2,060,000,000	103.45 2,131,209,600	103.37 2,129,586,800	0.400000 2025/3/20	0.73%
28	135回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	2,100,000,000	101.11 2,123,352,000	101.07 2,122,491,000	0.100000 2023/3/20	0.73%
29	131回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	2,020,000,000	100.83 2,036,927,600	100.76 2,035,412,600	0.100000 2022/3/20	0.70%
30	132回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	2,000,000,000	100.90 2,018,140,000	100.84 2,016,940,000	0.100000 2022/6/20	0.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

平成31年4月26日現在

種類	投資比率
国債証券	80.23%
地方債証券	7.63%
特殊債券	6.22%
社債券	4.75%
合計	98.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日(平成31年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成28年10月12日)	1,149	1,149	1.0411	1.0411
第2計算期間末 (平成29年10月12日)	2,903	2,903	1.0253	1.0253
第3計算期間末 (平成30年10月12日)	6,160	6,160	1.0219	1.0219
平成30年4月末日	4,570	-	1.0309	-
5月末日	4,830	-	1.0331	-
6月末日	5,141	-	1.0334	-
7月末日	5,470	-	1.0314	-
8月末日	5,778	-	1.0257	-
9月末日	6,073	-	1.0230	-
10月末日	6,355	-	1.0247	-
11月末日	6,558	-	1.0289	-
12月末日	6,818	-	1.0363	-
平成31年1月末日	7,173	-	1.0404	-
2月末日	7,607	-	1.0425	-
3月末日	8,706	-	1.0496	-
4月末日	9,022	-	1.0462	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
平成30年10月13日～ 平成31年4月12日	-



## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	4.1
第2計算期間	1.5
第3計算期間	0.3
平成30年10月13日～ 平成31年4月12日	2.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,871,978,532	767,374,306
第2計算期間	2,620,258,169	893,395,420
第3計算期間	4,670,127,060	1,473,592,616
平成30年10月13日～ 平成31年4月12日	3,724,436,190	1,427,655,118

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

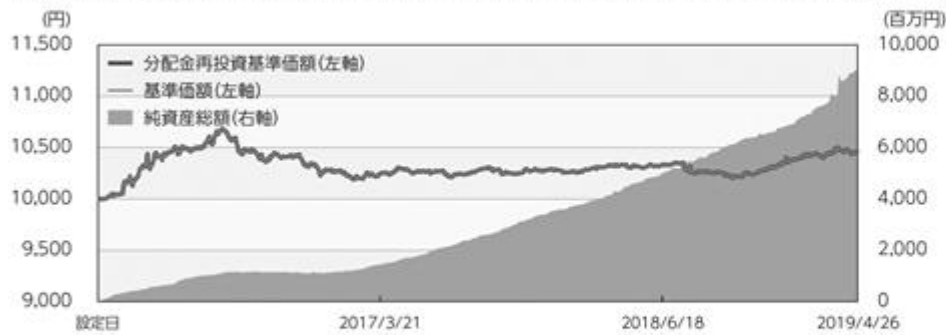
(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## &lt;&lt; 参考情報 &gt;&gt;

データの基準日:2019年4月26日

## 基準価額・純資産の推移 (2015年12月18日~2019年4月26日)

## 分配の推移(税引前)



期	分配金 (円)
第1期(2016.10.12)	0円
第2期(2017.10.12)	0円
第3期(2018.10.12)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2015年12月18日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	99.98

## ■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

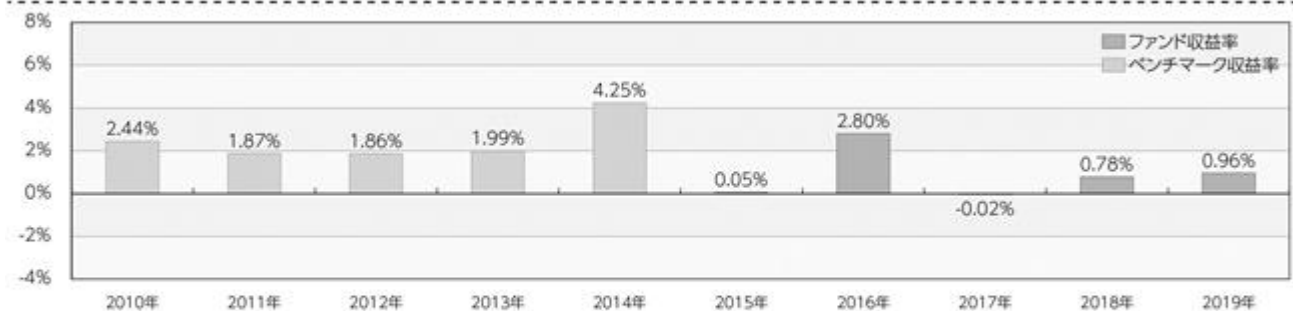
## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	80.23
内 日本	80.23
地方債証券	7.63
内 日本	7.63
特殊債券	6.22
内 日本	6.22
社債券	4.75
内 日本	4.61
内 フランス	0.14
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.17
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	125回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2020/9/20	1.04
2	350回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2028/3/20	1.00
3	339回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.400000	2025/6/20	0.94
4	345回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/12/20	0.92
5	342回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/3/20	0.91
6	341回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.300000	2025/12/20	0.89
7	332回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.600000	2023/12/20	0.88
8	343回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/6/20	0.88
9	340回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.400000	2025/9/20	0.88
10	126回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2020/12/20	0.87

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2014年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「NOMURA-BPI総合」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

#### < 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120 - 104 - 694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料  
ありません。

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。  
解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。  
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受け付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

信託期間は、2015年12月18日から原則として無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ.償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

## イ.償還規定

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変

更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・ 委託会社は、毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)



#### 4【受益者の権利等】

##### (1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成29年10月13日から平成30年10月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【たわらノーロード 国内債券】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期 平成30年10月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	18,540,049	23,800,608
親投資信託受益証券	2,903,125,350	6,159,712,624
流動資産合計	2,921,665,399	6,183,513,232
資産合計	2,921,665,399	6,183,513,232
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	16,639,203	19,385,685
未払受託者報酬	238,205	569,052
未払委託者報酬	1,548,533	3,414,529
その他未払費用	23,720	48,079
流動負債合計	18,449,661	23,417,345
負債合計	18,449,661	23,417,345
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 2,831,466,975	1 6,028,001,419
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	71,748,763	132,094,468
(分配準備積立金)	18,027,547	49,528,011
元本等合計	2,903,215,738	6,160,095,887
純資産合計	2,903,215,738	6,160,095,887
負債純資産合計	2,921,665,399	6,183,513,232

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期		第3期	
	自	平成28年10月13日 至 平成29年10月12日	自	平成29年10月13日 至 平成30年10月12日
<b>営業収益</b>				
受取利息		4		-
有価証券売買等損益		15,041,935		25,578,726
<b>営業収益合計</b>		<b>15,041,931</b>		<b>25,578,726</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		7,297		12,275
受託者報酬		370,288		959,091
委託者報酬		2,407,340		5,830,261
その他費用		36,844		81,170
<b>営業費用合計</b>		<b>2,821,769</b>		<b>6,882,797</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>		<b>17,863,700</b>		<b>32,461,523</b>
経常利益又は経常損失( )		17,863,700		32,461,523
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>		<b>17,863,700</b>		<b>32,461,523</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		6,223,698		2,753,971
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>		<b>45,350,527</b>		<b>71,748,763</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		69,778,077		135,296,910
<b>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>69,778,077</b>		<b>135,296,910</b>
剰余金減少額又は欠損金増加額		31,739,839		39,735,711
<b>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>31,739,839</b>		<b>39,735,711</b>
分配金		1 -		1 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>		<b>71,748,763</b>		<b>132,094,468</b>

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第2期 平成29年10月12日現在	第3期 平成30年10月12日現在
1 . 1 期首元本額	1,104,604,226円	2,831,466,975円
期中追加設定元本額	2,620,258,169円	4,670,127,060円
期中一部解約元本額	893,395,420円	1,473,592,616円
2 . 受益権の総数	2,831,466,975口	6,028,001,419口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第2期 自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日	第3期 自 平成29年10月13日 至 平成30年10月12日
1 . 1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,891,448円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(53,721,216円)及び分配準備積立金(3,136,099円)より分配対象収益は71,748,763円(1万口当たり253.40円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(36,752,714円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(82,566,457円)及び分配準備積立金(12,775,297円)より分配対象収益は132,094,468円(1万口当たり219.13円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	第3期
	自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日	自 平成29年10月13日 至 平成30年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成29年10月12日現在	第3期 平成30年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 平成29年10月12日現在	第3期 平成30年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,629,828	26,562,251
合計	13,629,828	26,562,251

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期 平成30年10月12日現在
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0253円 (10,253円)



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

平成30年10月12日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	4,817,544,677	6,159,712,624	
親投資信託受益証券	合計	4,817,544,677	6,159,712,624	
合計		4,817,544,677	6,159,712,624	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成29年10月12日現在	平成30年10月12日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,773,988,288	1,789,467,326
国債証券		297,773,980,000	285,051,548,800
地方債証券		23,371,281,085	21,978,991,778
特殊債券		16,353,704,562	17,157,003,948
社債券		17,026,841,050	15,127,644,060
未収入金		1,631,865,000	-
未収利息		613,053,882	531,500,447
前払費用		6,261,326	20,245,776
流動資産合計		359,550,975,193	341,656,402,135
資産合計		359,550,975,193	341,656,402,135
負債の部			
流動負債			
未払金		-	1,222,747,000
未払解約金		1,684,089,000	352,701,000
流動負債合計		1,684,089,000	1,575,448,000
負債合計		1,684,089,000	1,575,448,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	279,387,012,706	265,980,959,111
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		78,479,873,487	74,099,995,024
元本等合計		357,866,886,193	340,080,954,135
純資産合計		357,866,886,193	340,080,954,135
負債純資産合計		359,550,975,193	341,656,402,135

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年10月12日現在	平成30年10月12日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	291,973,791,531円 65,137,606,209円 77,724,385,034円	279,387,012,706円 86,394,187,497円 99,800,241,092円
元本の内訳 ファンド名		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	13,850,588,414円	17,213,319,359円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	141,771,788円	116,744,280円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	127,305,344円	91,662,889円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	40,618,516円	28,460,338円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	358,172,970円	822,678,821円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	131,577,204円	242,214,024円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	27,433,307円	36,643,048円
たわらノーロード 国内債券	2,266,473,066円	4,817,544,677円
たわらノーロード 国内債券<ラップ向け>	755,274円	- 円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	10,431,159円	118,661,211円
たわらノーロード バランス（堅実型）	- 円	28,242,803円
たわらノーロード バランス（標準型）	- 円	53,757,715円
たわらノーロード バランス（積極型）	- 円	10,644,651円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	- 円	5,245,008円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	- 円	74,013,081円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	- 円	94,847,777円

たわらノーロード スマートグ ローバルバランス(成長型)	- 円	26,936,285円
たわらノーロード スマートグ ローバルバランス(積極型)	- 円	13,511,245円
たわらノーロード 最適化バラン ス(保守型)	- 円	1,245,980円
たわらノーロード 最適化バラン ス(安定型)	- 円	660,435円
たわらノーロード 最適化バラン ス(安定成長型)	- 円	2,989,789円
たわらノーロード 最適化バラン ス(成長型)	- 円	675,145円
たわらノーロード 最適化バラン ス(積極型)	- 円	17,517円
D I A M国内債券インデックス ファンド<DC年金>	12,439,230,248円	12,871,301,141円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>1安定型	5,321,123,688円	5,951,215,208円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>2安定・成長型	7,599,189,375円	8,557,028,547円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>3成長型	3,046,531,363円	3,470,237,031円
D I A M DC バランス30イ ンデックスファンド	1,774,839,099円	1,837,771,482円
D I A M DC バランス50イ ンデックスファンド	1,932,538,404円	2,032,813,435円
D I A M DC バランス70イ ンデックスファンド	288,293,436円	316,274,220円
マネックス資産設計ファンド<隔 月分配型>	95,832,674円	88,374,891円
マネックス資産設計ファンド<育 成型>	2,274,223,236円	2,317,324,650円
マネックス資産設計ファンド エ ボリューション	3,002,910円	4,391,950円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国10)	445,818,075円	3,186,425,011円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国20)	377,197,015円	756,301,058円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国30)	86,300,285円	161,357,166円
投資のソムリエ	2,972,951,972円	9,687,855,915円
クルーズコントロール	2,763,991,182円	2,306,772,131円
投資のソムリエ<DC年金>	163,833,623円	841,937,321円
D I A M 8資産バランスファン ドN<DC年金>	1,638,056,047円	2,259,771,712円
D I A M DC バランス・F (成長型)	186,456,021円	286,078,562円
クルーズコントロール<DC年金 >	921,559円	1,335,920円
D I A Mコア資産設計ファンド (堅実型)	6,110,703円	6,776,762円
D I A Mコア資産設計ファンド (積極型)	19,010,322円	17,808,694円

投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	185,640,863円	644,288,090円
ダイナミック・ナビゲーション	524,853円	515,269円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,367,373,734円	12,200,329,309円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	393,977円	2,416,181円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	393,982円	1,740,009円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	705,062円	3,821,192円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	-円	3,490,471円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	-円	75,271,661円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	-円	758,397,642円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	-円	290,676円
みずほエマージングボンドオープン	10,801,911円	-円
DIAM高金利通貨ファンド	9,608,918円	-円
DIAMエマージング債券ファンド	9,450,010円	9,450,010円
DIAM国内債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	24,403,666,103円	22,706,710,305円
DIAMワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	497,874,165円	451,828,315円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	369,244,962円	289,466,887円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	263,458,483円	236,494,470円
DIAM国際分散バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	91,759,912円	72,823,300円
DIAM国際分散バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	286,802,833円	200,165,850円
DIAM国内重視バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	106,170,065円	83,310,095円
DIAM国内重視バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	71,450,932円	43,155,088円
DIAM世界バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	119,547,737円	95,738,566円
DIAM世界バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	198,613,276円	169,898,524円
DIAMバランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	6,457,513,727円	5,671,947,788円

D I A Mバランスファンド37 . 5 V A (適格機関投資家限定)	3,429,075,449円	3,025,448,569円
D I A Mバランスファンド50 V A (適格機関投資家限定)	6,175,616,959円	5,669,701,197円
D I A Mグローバル・アセット・ バランスV A (適格機関投資家限 定)	681,893,480円	602,332,656円
D I A Mグローバル・アセット・ バランスV A 2 (適格機関投資家 限定)	767,783,699円	269,865,242円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30 V A (適格 機関投資家限定)	4,008,052,847円	3,452,703,759円
D I A M世界アセットバランス ファンドV A (適格機関投資家向 け)	5,260,342,645円	923,203,788円
D I A Mグローバル 私募ファン ド(適格機関投資家向け)	194,752,933円	194,752,933円
D I A M世界バランスファンド5 5 V A (適格機関投資家限定)	1,056,192,407円	46,910,967円
D I A M世界バランスファンド3 5 V A (適格機関投資家限定)	3,400,094,687円	97,843,684円
D I A M世界アセットバランス ファンド2 V A (適格機関投資家 限定)	88,333,633,708円	59,694,379,629円
D I A M世界アセットバランス ファンド40 V A (適格機関投資 家限定)	1,189,575,143円	827,727,378円
D I A M世界アセットバランス ファンド25 V A (適格機関投資 家限定)	7,557,095,183円	7,191,254,876円
D I A M世界アセットバランス ファンド3 V A (適格機関投資家 限定)	28,451,347,956円	27,546,015,188円
D I A Mバランス30 V A (適格 機関投資家限定)	56,158,235円	53,798,122円
D I A Mバランス50 V A (適格 機関投資家限定)	24,509,134円	16,094,725円
D I A Mバランス70 V A (適格 機関投資家限定)	8,808,986円	8,024,060円
D I A M世界アセットバランス ファンド4 V A (適格機関投資家 限定)	31,707,012,480円	30,749,110,925円
D I A M世界バランス25 V A (適格機関投資家限定)	505,447,523円	469,748,503円
D I A M国内バランス30 V A (適格機関投資家限定)	138,180,160円	133,450,015円
D I A Mバランス20 V A (適格 機関投資家限定)	599,008,976円	526,036,110円
D I A Mバランス40 V A (適格 機関投資家限定)	479,853円	737,508円
D I A Mバランス60 V A (適格 機関投資家限定)	376,479円	400,694円

計	279,387,012,706円	265,980,959,111円
2. 受益権の総数	279,387,012,706口	265,980,959,111口

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日	自 平成29年10月13日 至 平成30年10月12日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年10月12日現在	平成30年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年10月12日現在	平成30年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	177,023,300	3,401,685,400
地方債証券	98,364,748	133,288,487
特殊債証券	82,026,998	147,774,035
社債証券	89,621,420	105,227,190
合計	92,989,866	3,787,975,112

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年2月15日から平成29年10月12日まで及び平成30年2月15日から平成30年10月12日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成29年10月12日現在	平成30年10月12日現在
1口当たり純資産額	1.2809円	1.2786円
（1万口当たり純資産額）	（12,809円）	（12,786円）

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

平成30年10月12日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	384回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,002,940,000	
	386回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,003,250,000	
	387回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,003,450,000	
	388回 利付国庫債券(2年)	800,000,000	802,912,000	
	390回 利付国庫債券(2年)	1,200,000,000	1,204,620,000	
	391回 利付国庫債券(2年)	1,400,000,000	1,405,656,000	
	122回 利付国庫債券(5年)	4,000,000,000	4,011,080,000	
	123回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,009,840,000	
	124回 利付国庫債券(5年)	2,200,000,000	2,208,316,000	
	125回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,012,750,000	
	126回 利付国庫債券(5年)	2,500,000,000	2,511,750,000	
	127回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,015,330,000	
	128回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,016,500,000	
	129回 利付国庫債券(5年)	2,420,000,000	2,434,229,600	
	130回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,018,660,000	
	131回 利付国庫債券(5年)	2,020,000,000	2,033,190,600	
	132回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,013,640,000	
	133回 利付国庫債券(5年)	2,460,000,000	2,477,441,400	
	134回 利付国庫債券(5年)	1,790,000,000	1,803,120,700	
	135回 利付国庫債券(5年)	2,100,000,000	2,115,834,000	
	136回 利付国庫債券(5年)	750,000,000	755,805,000	
	2回 利付国庫債券(40年)	460,000,000	616,832,400	
	3回 利付国庫債券(40年)	460,000,000	618,621,800	
	4回 利付国庫債券(40年)	770,000,000	1,038,198,700	
	5回 利付国庫債券(40年)	700,000,000	907,186,000	
	6回 利付国庫債券(40年)	700,000,000	887,481,000	
	7回 利付国庫債券(40年)	750,000,000	907,515,000	
	8回 利付国庫債券(40年)	840,000,000	939,750,000	
	9回 利付国庫債券(40年)	1,210,000,000	975,090,600	
	10回 利付国庫債券(40年)	1,120,000,000	1,071,067,200	
	11回 利付国庫債券(40年)	390,000,000	358,807,800	
	305回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,525,455,000	
	306回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,532,805,000	
	307回 利付国庫債券(10年)	1,400,000,000	1,428,616,000	
	308回 利付国庫債券(10年)	800,000,000	819,184,000	
	309回 利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,020,610,000	
	310回 利付国庫債券(10年)	2,300,000,000	2,349,864,000	
	311回 利付国庫債券(10年)	1,020,000,000	1,038,166,200	
	312回 利付国庫債券(10年)	2,200,000,000	2,263,228,000	
	313回 利付国庫債券(10年)	1,790,000,000	1,851,414,900	

314回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,544,175,000	
315回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,552,590,000	
316回	利付国庫債券(10年)	500,000,000	516,185,000	
317回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,035,280,000	
318回	利付国庫債券(10年)	1,600,000,000	1,651,744,000	
319回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,557,180,000	
320回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,552,395,000	
321回	利付国庫債券(10年)	1,100,000,000	1,141,217,000	
322回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,034,030,000	
324回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,065,320,000	
325回	利付国庫債券(10年)	2,900,000,000	3,000,630,000	
326回	利付国庫債券(10年)	500,000,000	516,250,000	
327回	利付国庫債券(10年)	1,450,000,000	1,503,200,500	
328回	利付国庫債券(10年)	2,890,000,000	2,975,977,500	
329回	利付国庫債券(10年)	2,270,000,000	2,362,162,000	
330回	利付国庫債券(10年)	1,200,000,000	1,250,724,000	
331回	利付国庫債券(10年)	650,000,000	671,047,000	
332回	利付国庫債券(10年)	2,960,000,000	3,059,130,400	
333回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,586,300,000	
334回	利付国庫債券(10年)	2,600,000,000	2,692,404,000	
335回	利付国庫債券(10年)	2,750,000,000	2,834,920,000	
336回	利付国庫債券(10年)	1,150,000,000	1,186,271,000	
337回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,528,755,000	
338回	利付国庫債券(10年)	2,650,000,000	2,718,979,500	
339回	利付国庫債券(10年)	3,100,000,000	3,181,747,000	
340回	利付国庫債券(10年)	3,100,000,000	3,183,731,000	
341回	利付国庫債券(10年)	3,060,000,000	3,121,414,200	
342回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,015,540,000	
343回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,013,770,000	
344回	利付国庫債券(10年)	2,800,000,000	2,809,940,000	
345回	利付国庫債券(10年)	2,700,000,000	2,707,668,000	
346回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,005,010,000	
347回	利付国庫債券(10年)	2,900,000,000	2,902,494,000	
348回	利付国庫債券(10年)	2,900,000,000	2,900,000,000	
349回	利付国庫債券(10年)	2,610,000,000	2,607,624,900	
350回	利付国庫債券(10年)	3,400,000,000	3,393,642,000	
351回	利付国庫債券(10年)	2,340,000,000	2,332,161,000	
1回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	127,950,000	
2回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	124,417,000	
3回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	247,312,000	
4回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	262,856,000	
5回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	247,316,000	
6回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	253,412,000	
7回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	377,877,000	
8回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	239,298,000	
11回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	237,034,000	
12回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	373,173,000	
13回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	369,222,000	
14回	利付国庫債券(30年)	500,000,000	645,775,000	
15回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	261,774,000	

16回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	524,628,000	
17回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	259,604,000	
18回	利付国庫債券(30年)	420,000,000	539,263,200	
19回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	257,006,000	
20回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	395,820,000	
21回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	386,658,000	
22回	利付国庫債券(30年)	470,000,000	621,683,100	
23回	利付国庫債券(30年)	600,000,000	794,922,000	
24回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	398,079,000	
25回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	517,404,000	
26回	利付国庫債券(30年)	700,000,000	918,981,000	
27回	利付国庫債券(30年)	700,000,000	933,240,000	
28回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,202,751,000	
29回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,189,458,000	
30回	利付国庫債券(30年)	960,000,000	1,253,548,800	
31回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,161,297,000	
32回	利付国庫債券(30年)	1,060,000,000	1,391,557,400	
33回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,632,163,000	
34回	利付国庫債券(30年)	1,140,000,000	1,480,073,400	
35回	利付国庫債券(30年)	1,250,000,000	1,574,200,000	
36回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,640,132,000	
37回	利付国庫債券(30年)	1,450,000,000	1,801,117,500	
38回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,099,629,000	
39回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	995,728,000	
40回	利付国庫債券(30年)	650,000,000	795,021,500	
41回	利付国庫債券(30年)	680,000,000	816,822,800	
42回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	961,264,000	
43回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	961,568,000	
44回	利付国庫債券(30年)	650,000,000	781,508,000	
45回	利付国庫債券(30年)	870,000,000	1,006,181,100	
46回	利付国庫債券(30年)	980,000,000	1,133,360,200	
47回	利付国庫債券(30年)	1,010,000,000	1,191,577,800	
48回	利付国庫債券(30年)	940,000,000	1,063,788,600	
49回	利付国庫債券(30年)	990,000,000	1,120,115,700	
50回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	985,590,000	
51回	利付国庫債券(30年)	930,000,000	801,018,300	
52回	利付国庫債券(30年)	1,060,000,000	963,200,800	
53回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	838,359,000	
54回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	881,622,000	
55回	利付国庫債券(30年)	980,000,000	958,743,800	
56回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	879,336,000	
57回	利付国庫債券(30年)	930,000,000	907,456,800	
58回	利付国庫債券(30年)	1,130,000,000	1,101,139,800	
59回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	758,080,000	
45回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	932,562,000	
46回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	519,625,000	
47回	利付国庫債券(20年)	250,000,000	261,242,500	
48回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	528,560,000	
50回	利付国庫債券(20年)	780,000,000	818,142,000	
51回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	633,966,000	

5 2 回	利付国庫債券(20年)	550,000,000	585,607,000	
5 4 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	751,254,000	
5 5 回	利付国庫債券(20年)	410,000,000	439,483,100	
5 8 回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	646,848,000	
6 0 回	利付国庫債券(20年)	590,000,000	626,497,400	
6 1 回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	523,760,000	
6 4 回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	658,002,000	
6 5 回	利付国庫債券(20年)	550,000,000	605,550,000	
6 7 回	利付国庫債券(20年)	520,000,000	574,714,400	
7 0 回	利付国庫債券(20年)	750,000,000	853,440,000	
7 2 回	利付国庫債券(20年)	350,000,000	393,946,000	
7 3 回	利付国庫債券(20年)	790,000,000	887,928,400	
7 5 回	利付国庫債券(20年)	440,000,000	499,386,800	
7 8 回	利付国庫債券(20年)	640,000,000	720,736,000	
8 1 回	利付国庫債券(20年)	240,000,000	272,985,600	
8 3 回	利付国庫債券(20年)	780,000,000	896,009,400	
8 5 回	利付国庫債券(20年)	440,000,000	507,306,800	
8 8 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,407,084,000	
9 0 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,403,268,000	
9 2 回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,515,267,000	
9 3 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	812,840,000	
9 4 回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	935,664,000	
9 5 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,429,008,000	
9 7 回	利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,305,062,000	
9 9 回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,654,716,000	
1 0 0 回	利付国庫債券(20年)	850,000,000	1,015,758,500	
1 0 2 回	利付国庫債券(20年)	660,000,000	803,596,200	
1 0 5 回	利付国庫債券(20年)	950,000,000	1,132,941,500	
1 0 6 回	利付国庫債券(20年)	350,000,000	420,829,500	
1 0 7 回	利付国庫債券(20年)	650,000,000	777,094,500	
1 0 8 回	利付国庫債券(20年)	750,000,000	881,610,000	
1 0 9 回	利付国庫債券(20年)	770,000,000	907,406,500	
1 1 0 回	利付国庫債券(20年)	400,000,000	479,588,000	
1 1 1 回	利付国庫債券(20年)	770,000,000	933,948,400	
1 1 2 回	利付国庫債券(20年)	750,000,000	901,822,500	
1 1 3 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,808,745,000	
1 1 4 回	利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,329,284,000	
1 1 5 回	利付国庫債券(20年)	300,000,000	365,817,000	
1 1 6 回	利付国庫債券(20年)	740,000,000	904,835,000	
1 1 7 回	利付国庫債券(20年)	950,000,000	1,151,010,500	
1 1 8 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	841,876,000	
1 1 9 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	825,937,000	
1 2 0 回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	693,888,000	
1 2 1 回	利付国庫債券(20年)	1,130,000,000	1,348,361,200	
1 2 2 回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	590,815,000	
1 2 3 回	利付国庫債券(20年)	1,130,000,000	1,377,922,000	
1 2 4 回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	603,785,000	
1 2 5 回	利付国庫債券(20年)	720,000,000	888,681,600	
1 2 6 回	利付国庫債券(20年)	450,000,000	544,257,000	
1 2 7 回	利付国庫債券(20年)	350,000,000	419,100,500	

128回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	839,881,000		
129回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	831,299,000		
130回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,070,046,000		
131回	利付国庫債券(20年)	450,000,000	529,411,500		
132回	利付国庫債券(20年)	660,000,000	777,645,000		
133回	利付国庫債券(20年)	910,000,000	1,083,755,400		
134回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,072,863,000		
135回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	589,590,000		
136回	利付国庫債券(20年)	350,000,000	408,201,500		
137回	利付国庫債券(20年)	690,000,000	814,786,500		
138回	利付国庫債券(20年)	640,000,000	738,489,600		
139回	利付国庫債券(20年)	580,000,000	676,848,400		
140回	利付国庫債券(20年)	1,350,000,000	1,595,268,000		
141回	利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,301,498,000		
142回	利付国庫債券(20年)	750,000,000	897,525,000		
143回	利付国庫債券(20年)	970,000,000	1,134,958,200		
144回	利付国庫債券(20年)	760,000,000	878,826,000		
145回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,659,238,000		
146回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,659,938,000		
147回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,757,610,000		
148回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,504,503,000		
149回	利付国庫債券(20年)	1,520,000,000	1,760,190,400		
150回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,714,380,000		
151回	利付国庫債券(20年)	1,410,000,000	1,567,130,400		
152回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,554,658,000		
153回	利付国庫債券(20年)	1,360,000,000	1,531,033,600		
154回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,663,905,000		
155回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,721,120,000		
156回	利付国庫債券(20年)	1,370,000,000	1,335,188,300		
157回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,219,803,000		
158回	利付国庫債券(20年)	1,330,000,000	1,311,646,000		
159回	利付国庫債券(20年)	1,420,000,000	1,421,164,400		
160回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,321,567,000		
161回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,195,980,000		
162回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,193,904,000		
163回	利付国庫債券(20年)	1,210,000,000	1,200,695,100		
164回	利付国庫債券(20年)	1,460,000,000	1,419,762,400		
165回	利付国庫債券(20年)	1,220,000,000	1,183,936,800		
国債証券 合計		264,340,000,000	285,051,548,800		
地方債証券	680回	東京都公募公債	200,000,000	203,924,000	
	685回	東京都公募公債	500,000,000	509,340,000	
	688回	東京都公募公債	200,000,000	203,558,000	
	697回	東京都公募公債	500,000,000	514,540,000	
	701回	東京都公募公債	700,000,000	719,782,000	
	708回	東京都公募公債	500,000,000	515,745,000	
	720回	東京都公募公債	300,000,000	311,430,000	
	726回	東京都公募公債	400,000,000	413,540,000	
	5回	東京都公募公債 20年	100,000,000	112,770,000	
	9回	東京都公募公債 20年	200,000,000	234,800,000	
	10回	東京都公募公債 20年	300,000,000	350,874,000	

22年度12回 北海道公募公債	200,000,000	205,758,000	
194回 神奈川県公募公債	300,000,000	309,156,000	
208回 神奈川県公募公債	300,000,000	307,563,000	
336回 大阪府公募公債	200,000,000	204,212,000	
345回 大阪府公募公債	300,000,000	308,088,000	
356回 大阪府公募公債	200,000,000	206,436,000	
364回 大阪府公募公債	300,000,000	308,526,000	
374回 大阪府公募公債	300,000,000	312,138,000	
26年度11回 京都府公募公債	350,000,000	357,539,000	
26年度17回 兵庫県公募公債	200,000,000	203,970,000	
1回 兵庫県公募公債(12年)	300,000,000	316,656,000	
22年度8回 静岡県公募公債	200,000,000	203,880,000	
23年度9回 静岡県公募公債	200,000,000	206,264,000	
1回 静岡県公募公債 20年	100,000,000	114,017,000	
22年度6回 愛知県公募公債	200,000,000	204,160,000	
23年度20回 愛知県公募公債	500,000,000	517,915,000	
25年度4回 愛知県公募公債	300,000,000	310,881,000	
22年度1回 広島県公募公債	200,000,000	204,376,000	
23年度2回 埼玉県公募公債	200,000,000	206,072,000	
26年度5回 埼玉県公募公債	400,000,000	411,536,000	
25年度11回 福岡県公募公債	200,000,000	206,352,000	
24年度2回 福岡県公募公債(20年)	300,000,000	344,730,000	
24年度7回 千葉県公募公債	300,000,000	308,529,000	
25年度5回 千葉県公募公債	200,000,000	207,372,000	
80回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	203,406,000	
94回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,777,000	
99回 共同発行市場公募地方債	700,000,000	721,539,000	
106回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	309,108,000	
109回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	517,730,000	
111回 共同発行市場公募地方債	700,000,000	721,707,000	
119回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	516,010,000	
121回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	511,300,000	
126回 共同発行市場公募地方債	793,900,000	822,496,278	
127回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	514,915,000	
128回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,712,000	
137回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	513,130,000	
139回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	512,700,000	
142回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	506,685,000	
144回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	408,672,000	
146回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	410,812,000	
148回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	513,705,000	
166回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	498,895,000	
29年度4回 大阪市公募公債	200,000,000	198,422,000	
488回 名古屋市公募公債 10年	450,000,000	462,820,500	
4回 京都市公募公債 20年	100,000,000	118,229,000	
22年度3回 横浜市公募公債	200,000,000	204,438,000	
22年度5回 横浜市公募公債	200,000,000	205,386,000	
23年度4回 横浜市公募公債	450,000,000	463,932,000	
25年度2回 横浜市公募公債	400,000,000	415,500,000	
25年度4回 札幌市公募公債	200,000,000	206,822,000	



	2回 川崎市公募公債 15年	100,000,000	102,724,000	
	21年度2回 北九州市公募公債	200,000,000	203,216,000	
	23年度1回 千葉市公募公債	200,000,000	206,774,000	
地方債証券 合計		21,243,900,000	21,978,991,778	
特殊債券	78回 日本政策投資銀行債券	200,000,000	199,664,000	
	19回 高速道路機構債	150,000,000	211,464,000	
	26回 高速道路機構債	200,000,000	267,224,000	
	96回 高速道路機構債	700,000,000	720,391,000	
	116回 高速道路機構債	100,000,000	103,235,000	
	9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,735,000	
	18回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	319,203,000	
	121回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	583,505,000	
	149回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	400,000,000	412,728,000	
	180回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000,000	1,030,460,000	
	189回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	511,820,000	
	193回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	520,305,000	
	195回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	330,000,000	344,018,400	
	241回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	511,705,000	
	260回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	220,850,000	
	309回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	800,000,000	797,968,000	
	319回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	197,402,000	
	28回 日本道路・機構承継債	400,000,000	529,292,000	
	1回 地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	234,426,000	
	8回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	305,103,000	
	10回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	509,455,000	
	15回 政保地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,806,000	
	20回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	308,430,000	
	24回 地方公共団体金融機構債券	300,000,000	309,318,000	
	19回 政保地方公共団体金融機構債券	200,000,000	234,350,000	
	36回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	309,789,000	
	44回 政保地方公共団体金融機構債券	400,000,000	413,988,000	
	50回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	521,035,000	
	56回 政保地方公共団体金融機構債券	542,000,000	562,010,640	
	64回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	308,475,000	
	44回 地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	219,698,000	
	39回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	237,930,000	
	75回 住宅金融支援機構債券	350,000,000	418,278,000	
	222回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	298,149,000	

6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	44,469,000	46,779,609	
8回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	31,276,000	32,960,838	
9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	46,818,000	49,376,603	
2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	49,590,000	52,645,239	
13回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	18,125,000	18,663,675	
14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	91,320,000	93,583,822	
43回貸付債権担保住宅金融公庫債券	16,636,000	17,601,387	
44回貸付債権担保住宅金融公庫債券	62,808,000	66,288,191	
51回貸付債権担保住宅金融公庫債券	47,139,000	49,678,849	
1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,800,000	83,605,662	
29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	165,570,000	177,207,915	
36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	288,768,000	306,391,511	
126回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	288,900,000	288,238,419	
128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	290,259,000	289,437,567	
131回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	294,219,000	292,736,136	
132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	294,663,000	293,145,485	
い第779号 利付商工債	200,000,000	200,428,000	
い第783号 利付商工債	300,000,000	300,897,000	
302回 利附信金中金債	300,000,000	300,618,000	
325回 利附信金中金債	400,000,000	399,360,000	
220号 利附商工債(3年)	300,000,000	299,970,000	
55回 鉄道建設運輸施設債	500,000,000	517,180,000	
特殊債券 合計	16,282,360,000	17,157,003,948	
社債券			
1回 B P C E S A円貨社債(ソーシャルボンド)	200,000,000	198,916,000	
337回 東京交通債	200,000,000	210,518,000	
27回 ラボバンク・ネダーランド円貨社債	200,000,000	200,742,000	
22回 中日本高速道路債券	300,000,000	305,892,000	
34回 政保西日本高速道路債券	200,000,000	201,172,000	
7回 キリンホールディングス社債	100,000,000	101,628,000	
9回 日本たばこ産業社債	200,000,000	200,478,000	
19回 三菱ケミカルホールディングス社債	100,000,000	101,208,000	
6回 J Xホールディングス社債	100,000,000	104,182,000	
23回 ジェイ エフ イー ホールディングス社債	100,000,000	99,671,000	
30回 豊田自動織機社債	200,000,000	199,802,000	
12回 パナソニック社債	200,000,000	200,820,000	
13回 パナソニック社債	100,000,000	101,335,000	
56回 日産自動車社債	100,000,000	100,620,000	
14回 トヨタ自動車社債	200,000,000	207,256,000	
16回 トヨタ自動車社債	200,000,000	204,948,000	
94回 丸紅社債	100,000,000	103,738,000	

45回	住友商事社債	100,000,000	103,182,000	
47回	住友商事社債	100,000,000	102,908,000	
48回	クレディセゾン社債	100,000,000	103,385,000	
57回	東京三菱銀行社債	200,000,000	216,846,000	
7回	東京三菱銀行劣後社債	200,000,000	204,774,000	
25回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	204,822,000	
28回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	206,390,000	
32回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	300,000,000	311,637,000	
6回	りそな銀行劣後社債	100,000,000	102,757,000	
7回	三菱UFJ信託銀行劣後債	200,000,000	204,920,000	
9回	三菱UFJ信託銀行劣後債	100,000,000	103,871,000	
12回	住友信託銀行劣後債	100,000,000	102,534,000	
10回	三井住友信託銀行社債	200,000,000	203,716,000	
10回	セブン銀行社債	100,000,000	103,004,000	
22回	三井住友銀行劣後社債	200,000,000	204,998,000	
23回	三井住友銀行劣後社債	400,000,000	412,676,000	
15回	トヨタファイナンス社債	200,000,000	206,340,000	
47回	日立キャピタル社債	200,000,000	205,232,000	
14回	大和証券グループ本社社債	100,000,000	101,707,000	
26回	野村ホールディングス社債	100,000,000	102,793,000	
42回	野村ホールディングス社債	200,000,000	203,726,000	
46回	野村ホールディングス社債	200,000,000	200,628,000	
38回	三井不動産社債	200,000,000	203,968,000	
72回	三菱地所社債	100,000,000	111,899,000	
87回	住友不動産社債	100,000,000	100,966,000	
15回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	314,619,000	
19回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	107,615,000	
21回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	107,493,000	
39回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	336,519,000	
42回	東日本旅客鉄道社債	200,000,000	225,830,000	
9回	西日本旅客鉄道社債	200,000,000	214,988,000	
10回	西日本旅客鉄道社債	300,000,000	327,804,000	
5回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	103,342,000	
6回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	107,653,000	
11回	東海旅客鉄道社債	300,000,000	312,807,000	
13回	東海旅客鉄道社債	200,000,000	219,094,000	
14回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	110,929,000	
4回	東京地下鉄社債	120,000,000	139,432,800	
60回	日本電信電話社債	300,000,000	307,875,000	
496回	中部電力社債	500,000,000	510,510,000	
518回	中部電力社債	200,000,000	199,912,000	
377回	中国電力社債	400,000,000	416,756,000	
379回	中国電力社債	300,000,000	303,621,000	
260回	北陸電力社債	100,000,000	103,640,000	
301回	北陸電力社債	100,000,000	104,107,000	
307回	北陸電力社債	100,000,000	105,011,000	
471回	東北電力社債	400,000,000	417,784,000	
473回	東北電力社債	300,000,000	303,516,000	
253回	四国電力社債	200,000,000	207,106,000	
424回	九州電力社債	200,000,000	209,510,000	

4 2 6 回 九州電力社債	400,000,000	415,704,000	
3 2 0 回 北海道電力社債	200,000,000	202,544,000	
3 2 1 回 北海道電力社債	161,000,000	165,936,260	
3 4 0 回 北海道電力社債	300,000,000	299,628,000	
1 3 回 電源開発社債	200,000,000	222,122,000	
3 8 回 電源開発社債	300,000,000	310,599,000	
2 3 回 東京瓦斯社債	300,000,000	312,150,000	
1 8 回 大阪ガス社債	100,000,000	105,559,000	
2 7 回 NTTデータ社債	100,000,000	103,323,000	
社債券 合計	14,581,000,000	15,127,644,060	
合計	316,447,260,000	339,315,188,586	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- ( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成30年10月13日から平成31年4月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【たわらノーロード 国内債券】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 平成30年10月12日現在	第4期中間計算期間末 平成31年4月12日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	23,800,608	16,285,334
親投資信託受益証券	6,159,712,624	8,722,225,533
流動資産合計	6,183,513,232	8,738,510,867
資産合計	6,183,513,232	8,738,510,867
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	19,385,685	10,336,330
未払受託者報酬	569,052	763,592
未払委託者報酬	3,414,529	4,581,744
その他未払費用	48,079	61,761
流動負債合計	23,417,345	15,743,427
負債合計	23,417,345	15,743,427
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 6,028,001,419	1 8,324,782,491
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	132,094,468	397,984,949
(分配準備積立金)	49,528,011	40,540,166
元本等合計	6,160,095,887	8,722,767,440
純資産合計	6,160,095,887	8,722,767,440
負債純資産合計	6,183,513,232	8,738,510,867

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期中間計算期間 自 平成29年10月13日 至 平成30年4月12日	第4期中間計算期間 自 平成30年10月13日 至 平成31年4月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	31,929,735	178,044,909
<b>営業収益合計</b>	<b>31,929,735</b>	<b>178,044,909</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	5,003	12,373
受託者報酬	390,039	763,592
委託者報酬	2,415,732	4,581,744
その他費用	33,076	61,761
<b>営業費用合計</b>	<b>2,843,850</b>	<b>5,419,470</b>
営業利益又は営業損失( )	29,085,885	172,625,439
経常利益又は経常損失( )	29,085,885	172,625,439
中間純利益又は中間純損失( )	29,085,885	172,625,439
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,548,333	21,237,928
期首剰余金又は期首欠損金( )	71,748,763	132,094,468
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,677,268	150,422,560
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,677,268	150,422,560
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,600,099	35,919,590
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,600,099	35,919,590
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	139,363,484	397,984,949

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 平成30年10月12日現在	第4期中間計算期間末 平成31年4月12日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,831,466,975円 4,670,127,060円 1,473,592,616円	6,028,001,419円 3,724,436,190円 1,427,655,118円
2. 受益権の総数	6,028,001,419口	8,324,782,491口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 平成30年10月12日現在	第4期中間計算期間末 平成31年4月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第3期 平成30年10月12日現在	第4期中間計算期間末 平成31年4月12日現在
1口当たり純資産額	1.0219円	1.0478円
(1万口当たり純資産額)	(10,219円)	(10,478円)

（参考）

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成30年10月12日現在	平成31年4月12日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,789,467,326	2,904,463,071
国債証券		285,051,548,800	235,479,857,500
地方債証券		21,978,991,778	22,333,816,779
特殊債券		17,157,003,948	18,029,768,675
社債券		15,127,644,060	14,176,031,420
未収利息		531,500,447	430,260,455
前払費用		20,245,776	9,732,026
流動資産合計		341,656,402,135	293,363,929,926
資産合計		341,656,402,135	293,363,929,926
負債の部			
流動負債			
未払金		1,222,747,000	-
未払解約金		352,701,000	970,632,000
流動負債合計		1,575,448,000	970,632,000
負債合計		1,575,448,000	970,632,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	265,980,959,111	222,857,337,072
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		74,099,995,024	69,535,960,854
元本等合計		340,080,954,135	292,393,297,926
純資産合計		340,080,954,135	292,393,297,926
負債純資産合計		341,656,402,135	293,363,929,926

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年10月12日現在	平成31年4月12日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	279,387,012,706円 86,394,187,497円 99,800,241,092円	265,980,959,111円 58,316,361,791円 101,439,983,830円
元本の内訳 ファンド名		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	17,213,319,359円	18,538,919,752円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	116,744,280円	98,053,779円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	91,662,889円	82,246,467円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	28,460,338円	23,215,265円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	822,678,821円	853,555,568円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	242,214,024円	223,136,638円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	36,643,048円	31,300,209円
たわらノーロード 国内債券	4,817,544,677円	6,648,037,754円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	118,661,211円	254,312,438円
たわらノーロード バランス（堅実型）	28,242,803円	59,891,315円
たわらノーロード バランス（標準型）	53,757,715円	113,537,404円
たわらノーロード バランス（積極型）	10,644,651円	17,190,013円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	5,245,008円	7,791,762円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	74,013,081円	137,782,578円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	94,847,777円	171,399,075円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	26,936,285円	46,931,665円

たわらノーロード スマートグ ローバルバランス(積極型)	13,511,245円	14,673,502円
たわらノーロード 最適化バラン ス(保守型)	1,245,980円	3,047,217円
たわらノーロード 最適化バラン ス(安定型)	660,435円	2,690,825円
たわらノーロード 最適化バラン ス(安定成長型)	2,989,789円	3,651,993円
たわらノーロード 最適化バラン ス(成長型)	675,145円	714,123円
たわらノーロード 最適化バラン ス(積極型)	17,517円	17,517円
D I A M国内債券インデックス ファンド<DC年金>	12,871,301,141円	13,252,487,617円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>1安定型	5,951,215,208円	6,110,390,220円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>2安定・成長型	8,557,028,547円	8,548,716,549円
D I A Mバランス・ファンド<D C年金>3成長型	3,470,237,031円	3,401,223,759円
D I A M DC バランス30イ ンデックスファンド	1,837,771,482円	1,792,490,668円
D I A M DC バランス50イ ンデックスファンド	2,032,813,435円	1,973,088,952円
D I A M DC バランス70イ ンデックスファンド	316,274,220円	308,704,546円
マネックス資産設計ファンド<隔 月分配型>	88,374,891円	87,183,872円
マネックス資産設計ファンド<育 成型>	2,317,324,650円	2,376,748,298円
マネックス資産設計ファンド エ ボリューション	4,391,950円	2,490,772円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国10)	3,186,425,011円	3,237,527,938円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国20)	756,301,058円	806,207,052円
D I A M DC 8資産バランス ファンド(新興国30)	161,357,166円	169,080,945円
投資のソムリエ	9,687,855,915円	4,557,086,188円
クルーズコントロール	2,306,772,131円	2,099,756,582円
投資のソムリエ<DC年金>	841,937,321円	449,706,296円
D I A M 8資産バランスファン ドN<DC年金>	2,259,771,712円	2,511,207,678円
D I A M DC バランス・F (成長型)	286,078,562円	296,038,436円
クルーズコントロール<DC年金 >	1,335,920円	1,471,499円
D I A Mコア資産設計ファンド (堅実型)	6,776,762円	6,730,841円
D I A Mコア資産設計ファンド (積極型)	17,808,694円	18,359,905円
投資のソムリエ<DC年金>リス ク抑制型	644,288,090円	478,675,883円

ダイナミック・ナビゲーション リスク抑制世界8資産バランス ファンド	515,269円 12,200,329,309円	751,240円 7,290,177,041円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2045)	2,416,181円	1,686,598円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2055)	1,740,009円	1,488,746円
リスク抑制世界8資産バランス ファンド(DC)	3,821,192円	3,354,116円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2035)	3,490,471円	2,825,226円
4資産分散投資・スタンダード< DC年金>	75,271,661円	87,919,051円
リスクコントロール世界資産分散 ファンド	758,397,642円	1,013,020,634円
9資産分散投資・スタンダード< DC年金>	290,676円	74,513,442円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2040)	-円	389,686円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2050)	-円	389,686円
投資のソムリエ(ターゲット・イ ヤー2060)	-円	389,686円
DIAMエマージング債券ファン ド	9,450,010円	9,450,010円
DIAM国内債券パッシブファン ド(適格機関投資家向け)	22,706,710,305円	7,855,574,077円
DIAMワールドバランス25V A(適格機関投資家限定)	451,828,315円	429,578,182円
One収益追求型マルチアセット 戦略ファンド(適格機関投資家限 定)	-円	2,650,787,553円
One収益追求型マルチアセット 戦略ファンドII(適格機関投資 家限定)	-円	2,646,517,337円
One収益追求型マルチアセット 戦略ファンドIII(適格機関投 資家限定)	-円	2,631,578,948円
DIAMグローバル・バランス ファンド25VA(適格機関投資 家限定)	289,466,887円	261,696,785円
DIAMグローバル・バランス ファンド50VA(適格機関投資 家限定)	236,494,470円	210,992,596円
DIAM国際分散バランスファン ド30VA(適格機関投資家限 定)	72,823,300円	66,672,886円
DIAM国際分散バランスファン ド50VA(適格機関投資家限 定)	200,165,850円	179,266,800円
DIAM国内重視バランスファン ド30VA(適格機関投資家限 定)	83,310,095円	79,085,471円

D I A M国内重視バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	43,155,088円	34,566,256円
D I A M世界バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	95,738,566円	75,081,969円
D I A M世界バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	169,898,524円	150,807,546円
D I A Mバランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	5,671,947,788円	5,048,339,364円
D I A Mバランスファンド37.5VA(適格機関投資家限定)	3,025,448,569円	2,728,317,215円
D I A Mバランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	5,669,701,197円	5,053,823,406円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA(適格機関投資家限定)	602,332,656円	542,211,925円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2(適格機関投資家限定)	269,865,242円	244,146,269円
D I A M アクサ グローバルバランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	3,452,703,759円	3,102,506,498円
D I A M世界アセットバランスファンドVA(適格機関投資家向け)	923,203,788円	583,770,492円
D I A Mグローバル 私募ファンド(適格機関投資家向け)	194,752,933円	188,050,355円
D I A M世界バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	46,910,967円	18,491,174円
D I A M世界バランスファンド35VA(適格機関投資家限定)	97,843,684円	68,878,786円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA(適格機関投資家限定)	59,694,379,629円	36,602,775,937円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	827,727,378円	142,598,138円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	7,191,254,876円	6,807,951,794円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA(適格機関投資家限定)	27,546,015,188円	26,024,659,078円
D I A Mバランス30VA(適格機関投資家限定)	53,798,122円	74,798,009円
D I A Mバランス50VA(適格機関投資家限定)	16,094,725円	1,409,737円
D I A Mバランス70VA(適格機関投資家限定)	8,024,060円	7,060,380円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA(適格機関投資家限定)	30,749,110,925円	29,028,382,531円

D I A M世界バランス25 V A (適格機関投資家限定)	469,748,503円	398,905,432円
D I A M国内バランス30 V A (適格機関投資家限定)	133,450,015円	114,101,434円
D I A Mバランス20 V A (適格 機関投資家限定)	526,036,110円	499,031,047円
D I A Mバランス40 V A (適格 機関投資家限定)	737,508円	713,239円
D I A Mバランス60 V A (適格 機関投資家限定)	400,694円	381,909円
計	265,980,959,111円	222,857,337,072円
2 . 受益権の総数	265,980,959,111口	222,857,337,072口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年10月12日現在	平成31年4月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	平成30年10月12日現在	平成31年4月12日現在
1口当たり純資産額	1,2786円	1,3120円
（1万口当たり純資産額）	（12,786円）	（13,120円）



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成31年4月26日現在

資産総額	9,040,256,200円
負債総額	17,752,274円
純資産総額( - )	9,022,503,926円
発行済数量	8,623,834,724口
1口当たり純資産額( / )	1.0462円

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成31年4月26日現在

資産総額	291,213,194,525円
負債総額	1,278,213,000円
純資産総額( - )	289,934,981,525円
発行済数量	221,309,020,088口
1口当たり純資産額( / )	1.3101円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2019年4月26日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2019年4月26日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年4月26日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,146,595,911,916
追加型株式投資信託	871	13,561,034,565,287
単位型公社債投資信託	46	176,328,445,456
単位型株式投資信託	161	1,240,583,444,476
合計	1,104	16,124,542,367,135

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産		
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		-
投資信託解約益		236,398		-
投資信託償還益		93,177		-
受取負担金		-		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		-		17,542
投資信託解約損		4,138		-
投資信託償還損		17,065		-
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		-		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		-
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	1	1,492,680	1	-
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-
その他特別利益		350		-
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2	36,992	2	19,121
固定資産売却損		134		-
退職給付制度終了損		690,899		-
システム移行損失		76,007		-
その他特別損失		50		-
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

## 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

## 第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第33期（2018年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,674千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

## 第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん  
76,224,837千円
- b. 発生原因  
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間  
20年間の均等償却

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

## (2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円



(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

## 第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

## 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## (1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社（新商号：アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社）としました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

## a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

## b. 資本金の額

2018年3月末日現在 247,369百万円

## c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

## (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社広島銀行	54,573	日本において銀行業務を営んでおります。
労働金庫連合会	( 1 ) 120,000	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。
富国生命保険相互会社	( 2 ) 116,000	日本において保険業務を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡三オンライン証券株式会社	2,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
長野証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,944	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2018年3月末日現在

(注) 確定拠出年金向けの取扱販売会社を含みます。

( 1 ) 出資の総額

( 2) 「基金」および「基金償却積立て額」の総額

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 国内債券の平成29年10月13日から平成30年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード 国内債券の平成30年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## その他の事項

ファンドの平成29年10月12日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の中間監査報告書

令和1年5月31日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 国内債券の平成30年10月13日から平成31年4月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 国内債券の平成31年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年10月13日から平成31年4月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。